

2021年6月25日

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

株主各位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社トップカルチャー
代表取締役社長 清水 大輔

当社は、2021年8月下旬に開催予定の当社臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年7月10日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務所取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以 上